

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	危険物施設の完成検査	
根拠法令・条項	消防法 第11条 第5項	
所 管 課	予防部	危険物保安課
審 査 基 準	<p>① 完成検査は、申請に係る製造所等が法第10条第4項の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおりに完成しているかどうかを確認するものとする。</p> <p>② 完成検査の結果、申請に係る製造所等が法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合し、かつ、許可申請の内容のとおりに完成していると認められる場合は、完成検査済証を交付する。</p> <p>③ 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（圧力タンクを除く。）について規則第22条の4第1項に定めるタンク本体に関する工事を含む変更の工事が行われた場合は、当該屋外タンク貯蔵所の完成検査時に当該工事に係る部分について気密性に異常がないことを確認するための資料の提出を求めるものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>①別表のA欄に掲げる危険物製造所等の設置許可に係るもの 6日</p> <p>②別表のA欄に掲げる危険物製造所等の設置許可に係るもの 4日</p> <p>③別表のB欄に掲げる危険物製造所等の設置許可に係るもの 6日</p> <p>④別表のB欄に掲げる危険物製造所等の設置許可に係るもの 4日</p> <p>⑤別表のC欄に掲げる特定屋外タンク貯蔵所に許可に係るもの 16日</p>
	標準処理期間を設定できない理由	

別表

区分	製造所等の別
A	移送取扱所、危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号に規定する著しく消火困難な製造所及び一般取扱所
B	上記以外の危険物製造所等（特定屋外タンク貯蔵所を除く）
C	特定屋外タンク貯蔵所